

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年9月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：エジプト国大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：エジプト国大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号：25a00484

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年9月24日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月 ～ 2029年2月

本件においては、契約履行期間の分割は想定しませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度(2026年9月頃)

2) 2026年度(2027年3月頃)

3) 2027年度(2028年3月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年9月30日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年10月1日 12時まで
3	質問への回答	2025年10月6日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年10月17日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	評価結果の通知日	2025年10月28日 まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JXyPi5B0wB>

※ 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

### 1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調

達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	<p><u>調査研究</u></p> <p>共同研究5件をどのような内容・実施体制・実施手法にすべきか、提案すること。提案にあたっては、R/Dで合意された分野（木製品、染織品、壁画、コレクションケア、無形文化遺産）を含み、かつGEMが強く要請している科学ラボ（Scientific Lab）の能力強化を含めること。また、提案する研究トピックが効果的な能力強化に資する理由を説明すること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項</p> <p>2. 本業務に係る実施方針及び留意事項</p> <p>（8）成果1：調査研究・情報発信</p>

	<p>加えて、GEM独自研究5件の選定方法や日本人専門家の効果的な関わり方について提案すること。提案にあたっては、GEMにおける調査研究の望ましい在り方や体制及びその構築プロセスを含めること。</p>	
2	<p><u>情報発信</u> 調査研究の成果を発信するための機関誌の発行、シンポジウムやイベントの開催などについて全期間計3回を前提に、想定する対象者、内容、企画及び実施のスケジュールを、日本とエジプト側との役割分担を含めて提案すること。提案にあたっては、GEMAとGEMA職員の情報発信能力の強化を効率的・効果的に行うために取り入れる工夫を含めること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (8) 成果1：調査研究・情報発信</p>
3	<p><u>コレクションケア</u> GEMのコレクションケアにおける課題を踏まえ、その解決策とそれに対する日本側の投入と協力アプローチを提案すること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (9) 成果2：コレクションケア</p>
4	<p><u>エジプト国内外の外部機関向け研修</u> 本事業では、エジプト国内向け研修2回、MENA地域向け研修3回、計5回の外部機関向け研修を実施する。プロジェクト終了後にGEMAが自立的に研修を継続できるように持続性を考慮したうえで、効果的な研修の内容、企画及び実施の方法を提案すること。提案にあたっては、外部文化遺産機関との充実したネットワークの形成を考慮して、候補となる研修対象国と具体的な機関をあげること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (10) 成果3：外部機関向け研修</p>
5	<p><u>本邦研修</u> 本邦研修の内容、実施時期及び日程案を提案すること。提案にあたっては、本事業の目的を達成するために効果的な研修となるように工夫すること。</p>	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修</p>

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査の実施時期：2025年3月

・ 討議議事録（以下「R/D」という。）の署名日：2025年4月30日

別紙2「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### 案件全体の実施方針・枠組み

##### (1) 目指す将来像

大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト（以下「本事業」という。）は、大エジプト博物館（Grand Egyptian Museum：以下「GEM」という。）の附属施設である大エジプト博物館保存修復センター（Grand Egyptian Museum Conservation Center：以下「GEM-CC」という。）に対してJICAが2008年より実施してきた保存修復分野の協力の最終フェーズとして位置付けられるものである。エジプト政府は、GEMを単に遺物を展示する場所にするのではなく、「国際的な文化拠点」とすることを掲げてきており（首相令2016年2795号）、この考え方は現在でも継承されている。

GEMの運営主体である大エジプト博物館庁（Grand Egyptian Museum Authority：以下「GEMA」という。）は、GEMを「保存修復・科学研究の国際拠点」かつ「エジプト学の国際拠点」に成長させることを目指している。これは国内外におけるGEMの権威を高めるのみならず、GEMの持続可能な運営のために収益源の多角化を図る戦略の一環としても捉えられている。

本事業は、このようなGEMの将来像に近づくために不可欠な取り組みを側面支援することでGEMにおける持続可能で質の高い博物館運営の実現に寄与するものである。

##### (2) プロジェクト目標の達成に向けた基本的な考え方

本事業のプロジェクト目標は「GEMが中東北アフリカ地域（Middle East and North Africa 地域：以下「MENA 地域」という。）における保存修復・科学研究の中心的機関として機能するための体制・基盤が整備される」ことである。同目標の達成のために3つの成果、すなわち①GEM収蔵品の調査研究・情報発信、②コレクションケア（収蔵品及び展示品の適切な管理、保全、公開活用の

包括的方針策定と実践)、③国内外の外部機関向け研修に取り組む。プロジェクトで実施する活動は、GEMAの本来業務として、彼らが主体性を持って実施することを基本とするが、受注者はプロジェクト目標の達成に向けてGEMAと協働しながら、各成果に求められる活動に取り組み、その過程でGEMAの組織開発・人材育成を行う。

(3) プロジェクトの構成：“実践”を通じた効果的な人材育成を推進する

GEM本格開館に伴い、カウンターパート(以下「C/P」という。)には多くの成果をあげることが求められている。このような状況下で実施する本事業においては、プロジェクト期間を通じて、目に見える成果をタイムリーかつ効果的に創出することを重視する。C/Pの中核業務に即した支援を行い、実務を通じた成果創出と人材育成(実践的学び)を推進する。

プロジェクト活動は、C/Pの業務を効果的に支えられるように工夫する。成果1の調査研究においては、GEMAの本来業務に基づく重要な研究を実施し、機関誌、シンポジウム、論文等を通じて成果を適時発信する。コレクションケアに関しては、ガイドラインの策定、委員会の開催、展示品・収蔵品管理の改善等を通じて、開館後の運営を支える体制整備を図る。国内外の外部機関向け研修については、年5回の開催を通じて、国内外の保存修復家・科学者等に対する技術移転や人的交流の促進を行う。

このような短期的成果の創出に加え、各成果に係る到達目標、方針、目的、戦略、推進体制の整備・改善を通じて、長期的な制度・組織基盤の強化を図る。

**実施体制に関する方針 本事業に関わる人々**

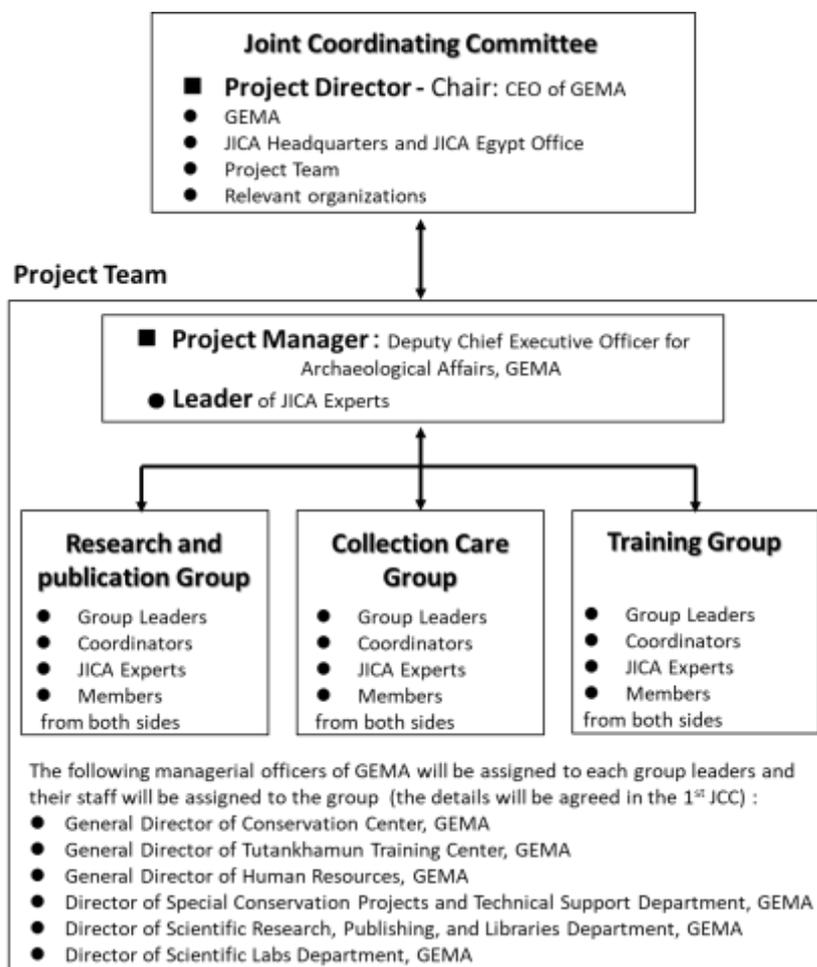
(4) 先方実施体制

先方実施機関はGEMAである(観光考古省からGEMプロジェクトへの出向者を含む)。プロジェクトディレクターとなる館長がプロジェクト全体の管理に対して責任を負い、プロジェクトマネージャーを担う副館長(考古担当)が日々の活動に対して責任を負う。

プロジェクト実施上の重要な意思決定を行う機関として、合同調整委員会(Joint Coordinating Committee:以下「JCC」という。)が設置される。JCCは一年に一回以上の開催頻度となり、各成果の方針や活動スケジュールなどを承認、活動実績や成果の報告等が行われることを想定する。なお、3つの成果にかかる活動を効果的に行うために、成果毎にグループを組織する予定である。

先方実施機関と R/D で確認した実施体制図は以下のとおり。

なお、GEMA の組織づくり、人づくりは現在進行中である。そのような変革期であるからこそ、望ましい体制を構築することに貢献できる可能性がある。



プロジェクト終了後に GEMA が自立して GEM を運営することを目指して、組織づくり（財政面含む）、人づくりに貢献することを念頭に、本事業の活動に取り組む。

(5) プロジェクト活動を円滑に行うための体制の明確化

本事業の活動の実施にあたっては、各成果の具体的な実施体制を構築することが必要になる。現時点で想定される体制（案）は下表のとおりであるが、日本側の役割を含めて詳細を検討する必要がある。第一回 JCC の議題の一つとして具体的な実施体制について取り上げ、C/P と確認・合意する。

成果	想定される体制（案）	役割
研究・発信	Research Committee	日本・エジプトの専門家による共同研究、GEMA独自研究の全

		体計画立案・選定・評価
	Editorial Board	出版物の計画、準備、出版
	Organizing Committee for Symposium	GEMシンポジウムの計画立案・実施・評価
コレクションケア	Collection Care Committee	コレクションケアに関する情報共有・方針決定及び実施評価
外部機関向け研修	Committee for training for other cultural heritage institutions in Egypt and the MENA region	外部機関向け研修の計画立案・実施・評価

#### (6) 関連事業との戦略的な連携

JICA は、本事業とは別に「大エジプト博物館庁支援プロジェクト」を実施しており、GEM の運営マネジメント面に対する協力を行っている。同プロジェクトは、GEM の第一館長補専門家の派遣（短期ベース）<sup>2</sup>と、コンサルンチチームによる業務<sup>3</sup>から成るが、C/P が両プロジェクトを俯瞰した際に、両者の取り組みに整合性があることが求められる。

受注者は、本事業の取り組みが文化複合施設である GEM の持続的な運営に効果的に貢献することを確実にするため、上記プロジェクトの関係者と密接に連携し、本業務に従事する。特に、同プロジェクトの総括である GEM の第一館長補専門家は、GEM 館長のアドバイザーとして運営全般に責任を有していることから、受注者は当該専門家との十分な連携を図り、本業務の方針及び活動が GEM の運営に係る全体方針と整合するよう努めるとともに、必要に応じて適切な調整を行う。

#### (7) 国内支援委員会

本事業では、関係する分野の有識者からなる国内支援委員会の設置を予定している。受注者は、国内支援委員の助言を踏まえて事業を行う。

<sup>2</sup> [https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20250716\\_255370\\_4\\_02.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20250716_255370_4_02.pdf)

<sup>3</sup> [https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20250212\\_245944\\_1\\_02.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20250212_245944_1_02.pdf)

## 各成果の実施方針

### (8) 成果1：調査研究<sup>4</sup>・情報発信<sup>5</sup>

GEMにおける調査研究・情報発信の機能の強化に向けて、まず全体方針及び体制を検討し、そのうえで実践的取組として、日本人専門家とGEMA職員による共同研究(5件)やGEMA職員による独自研究(5-15件)を推進する。この経験を通じて、GEM内における調査研究の推進体制の構築を促し、C/Pが必要な能力や知識を習得することを想定する。

共同研究トピックの選定にあたっては、R/Dの合意に基づき、①木製品、②染織品、③壁画、④コレクションケア、⑤無形文化遺産を扱う。また、研究活動を通じて科学ラボ(Scientific Lab)の能力強化を行うことを主要目的の一つと位置付ける。第一回JCCで研究トピックと研究実施体制について協議、合意する。

GEMA職員が日本人専門家の助言を得ながら実施する独自調査研究については、技術協力の水平展開を目的に行うものであり、その具体的な研究トピックは、案件開始後6か月以内を目途にGEM職員からの提案をもとに選定する<sup>6</sup>。

研究の成果は様々な方法で発信する。具体的には、毎年のシンポジウム(annual symposium)、GEMAが本事業を通じて新たに発行する定期機関誌(annual bulletinやannual report等)、さらにはGEM内で行われるイベントなどで発表するほか、学会誌への論文投稿や学会発表等を通じた情報発信を行う。これらの取り組みを通じてGEMA(組織)とGEMA職員(個人)の情報発信能力を強化する。

### (9) 成果2：コレクションケア<sup>7</sup>

GEMが本格開館すれば、国内外から数多くの人を訪れる。本格開館に伴い、

---

<sup>4</sup> 共同研究5件をどのような内容・実施体制・実施手法にすべきか、プロポーザルで提案すること。提案にあたっては、R/Dで合意された分野(木製品、染織品、壁画、コレクションケア、無形文化遺産)を含み、かつGEMが強く要請している科学ラボ(Scientific Lab)の能力強化を含めること。また、提案する研究トピックが効果的な能力強化に資する理由を説明すること。加えて、GEM独自研究5件の選定方法や日本人専門家の効果的な関わり方について提案すること。提案にあたっては、GEMにおける調査研究の望ましい在り方や体制及びその構築プロセスを含めること。

<sup>5</sup> 調査研究の成果を発信するための機関誌の発行、シンポジウムやイベントの開催などについて、想定する対象者、内容、企画及び実施のスケジュールを、日本とのエジプト側との役割分担を含めてプロポーザルで提案すること。提案にあたっては、GEMAとGEMA職員の情報発信能力の強化を効率的・効果的に行うために取り入れる工夫を含めること。

<sup>6</sup> 必要経費に関しては、共同研究、GEMA独自研究、その他の関連研究を含め、合計20本程度までの論文投稿経費を投入することを想定する。

<sup>7</sup> GEMのコレクションケアにおける課題を踏まえその解決策とそれに対する日本側の投入と協力アプローチをプロポーザルで提案すること。

来館者数が急増していくなか、展示品・収蔵品を適切な環境で管理することは重要であり、コレクションケアが欠かせない。GEM ではすでに各展示ケースの温湿度を計測するなど基本的な取り組みを実践しているが、他部局との連携などがうまくできておらず、問題があっても速やかに改善できないなどの課題に直面している。また、来館者の事故、什器や展示品の破損、人為的破壊行為、天災や戦争などのリスク管理も強化が必要であるが、対応が遅れている。同状況下、コレクションケアについての適切なガイドラインを策定し、然るべき意思決定機関で承認し、実践に移していくことが重要である。以上を踏まえ、本案件では、コレクションケアに関するガイドライン等の作成、実施体制の強化、日々の実践を支援する。

#### (10) 成果3：外部機関向け研修<sup>8</sup>

エジプトには世界に誇れる文化遺産を数多く有する一方、国際的に認められるような博物館施設や研究拠点が不足してきた。本事業では、GEM の保存修復・科学研究の国際拠点としての地位の確立に向けて、国内外の外部機関向けの研修を企画・実施する。事業期間中に、エジプト国内機関向け研修を2回、MENA 地域向け研修を3回実施する。それぞれの実施時期、大まかな内容、企画・実施体制については第一回 JCC で確認する。

本取り組みは、GEM が将来自立的に外部機関向け研修を実施できるようになることを主目的とするものであるが、国内外の外部機関とのネットワークを構築する契機とも位置付ける。本取り組みを通じて、GEM が事業終了後にも自立的に研修を提供できるようになることを目指す。それが GEM を MENA 地域における中心的な機関としての地位を確立するとともに、GEM の収益性の向上にも寄与することが期待される。また、GEM が構想通りに国内及び周辺国向けの専門研修を行えるようになれば、不安定な MENA 地域における相互理解、安定化、平和構築に対して「文化交流」を通じて貢献できるポテンシャルがある。受注者は、こうした観点を十分に踏まえ、外部機関向け研修の計画及び実施にあたる。

### 運営上の留意点

#### (11) ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

本事業は、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組

<sup>8</sup> 本事業では、国内向け研修2回、MENA地域向け研修3回、計5回の外部機関向け研修を実施する。プロジェクト終了後にGEMが自立的に研修を継続できるように持続性を考慮したうえで、効果的な研修の内容、企画・実施方法をプロポーザルで提案すること。提案にあたっては、外部文化遺産機関との充実したネットワークの形成を考慮して、候補となる研修対象国と具体的な機関をあげること。

みを明示的に組み入れている「ジェンダー活動統合案件」に指定されている。受注者は、本業務の中で以下の取り組みを行う。

- プロジェクト活動の方針策定時に女性職員に参加を促し、意見を出してもらえよう環境を整えるとともに、各種セミナーや研修についても女性が参加しやすいような時間帯に設定する等の工夫を図る。
- 本事業が実施する全ての研修について、女性の参加を奨励することを選考時に示し、参加者のジェンダーバランスに配慮する。
- プロジェクト期間中に実施する研修の女性参加割合の変化を指標として設定して、女性参加割合の改善をする。

#### (12) 対外発信

本事業では、学術的に注目を集める研究活動を行うことが見込まれるため、受注者の個人での実績として本事業の活動に関する論文や発表の機会が出てくるとも考えられるが、対外発表・寄稿をする場合には、事前に GEMA 及び JICA から了承を得る。

#### (13) 著作権

本事業の活動において GEM や GEM-CC で文化財等及び文化財保存修復現場を撮影し、何らかの形で使用する場合は、予め GEMA 及び JICA の確認を得る。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① プロジェクト全体にかかる業務

##### 1) ワーク・プラン及び Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定結果等の既存の関連資料・情報等を整理した上で、詳細なプロジェクト実施内容、スケジュールを検討し、ワーク・プランに取りまとめる。内容を先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。モニタリングシートについては、6か月おきに先方実施機関と共同で作成し、JICA エジプト事務所に提出する。

##### 2) PDM の指標の検討とベースラインデータの収集

PDMの指標をより具体的に設定する必要があるため、プロジェクト開始当初にJICA及びC/Pと調整のうえ、現実的な指標を設定し、第一回JCCで合意する。また、プロジェクト開始段階における各指標を調査・情報収集し、ベースラインデータとしてとりまとめてJICA及びC/Pと共有する。

② 成果1に関わる活動

- 活動 1-1. ギャップ分析に基づき、調査研究に関する目指す到達点、方針、目的、戦略、推進体制を整備する。
- 活動 1-2. 調査研究の年間計画及び中長期計画を策定する。
- 活動 1-3. 調査研究のガイドラインを策定する。
- 活動 1-4. GEM職員から提案される研究計画書に基づき、本案件の対象研究事業を選定する。
- 活動 1-5. 対象研究事業を実施する（保存修復を主目的とする研究では保存修復処置を含む）。
- 活動 1-6. 対象研究事業の成果等を広く公表する（出版（機関誌）、国際ジャーナル、シンポジウム、特別イベント等）
- 活動 1-7. モニタリング・評価を行い、教訓をまとめる。
- 活動 1-8. 教訓を踏まえ、GEMAが持続的に調査研究とその成果の公表を実施できるように目指す到達点、方針、目的、戦略、推進体制を改善する。

③ 成果2に関わる活動

- 活動 2-1. ギャップ分析に基づき、コレクションケアに関する目指す到達点、方針、目的、戦略、推進体制を整備する。
- 活動 2-2. コレクションケアのガイドラインを策定する。
- 活動 2-3. コレクションケアの委員会を設置・開催する。
- 活動 2-4. コレクションケアを実践する。
- 活動 2-5. モニタリング・評価を行い、教訓をとりまとめる。
- 活動 2-6. 教訓を踏まえ、GEMAが持続的にコレクションケアを実施できるように目指す到達点、方針、目的、戦略、推進体制を改善する。

④ 成果3に関わる活動

- 活動 3-1. ギャップ分析に基づき、外部機関向け研修に関する目指す到達点、方針、目的、戦略、推進体制を整備する。
- 活動 3-2. 予算配分、職員配置、研修・能力強化、実施フロー等を含む研修計

画をジェンダー平等に配慮して立案する。

活動 3-3. 研修資料を作成する。

活動 3-4. エジプト国内機関を対象とした研修を実施する。

活動 3-5. 関連する国際機関との連携を図り、MENA 地域の文化遺産機関を対象とした研修を実施する。

活動 3-6. モニタリング・評価を行い、教訓をまとめる。

活動 3-7. 教訓を踏まえ、GEMA が外部機関向け研修を持続的に実施するための戦略や実施体制を改善する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

●エジプト国内研修

目的	エジプト国内の文化遺産関連機関に対する技術研修を計画・実施することを通じて、GEMAの研修に関する計画・実施能力を向上するとともに、GEMAと他機関の関係構築に寄与するもの。
実施回数	2回
対象者	文化遺産保護に関わる保存修復家、科学者、学芸員等
参加者数	約20名/回
開催期間	約10日/回
実施場所	GEM及びGEM-CC
実施形態	対面（必要に応じてオンライン併用）
実施言語	アラビア語

●MENA地域向け研修

目的	MENA地域の文化遺産関連機関に対する技術研修を計画・実施することを通じて、GEMAの研修に関する計画・実施能力を向上するとともに、GEMAと他機関の関係構築に寄与するもの。
実施回数	3回
対象者	文化遺産保護に関わる保存修復家、科学者、学芸員等
参加者数 <sup>9</sup>	約20名/回
開催期間	約10日/回
実施場所	GEM及びGEM-CC

<sup>9</sup> 見積りにあたっては、エジプトから最も遠隔にあるモロッコを基準国として積算すること。

実施形態	対面（必要に応じてオンライン併用）
実施言語	アラビア語

研修内容は、エジプト国内研修と MENA 地域向け研修の両方において、過去の JICA 事業及び本事業で技術移転した以下の分野を含むこととし、GEMA 職員が「学んだことを自らが教えることを通じて学びを深める」ことを念頭に置く。

- (1) 予防保存 Preventive Conservation
- (2) 保存処置 Conservation treatment
- (3) 収蔵庫管理 Storage Management
- (4) 展示 Display
- (5) 梱包・移送 Packing and Transportation

(2) 本邦研修<sup>10</sup>

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	本事業の目的・成果達成を支援するために参考となる日本の知見を提供するもの。具体的には、日本の博物館における学芸・研究部門（無形文化遺産含む）や保存修復や保存科学の経験を共有することを想定。
実施回数	合計1回
対象者	本事業のC/P（GEMA職員）
参加者数	約12名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）
留意点	本邦研修の実施に際しては、当該分野に関する日本の知見に関する講義（オンラインまたは現地）等を事前に行うなど参加者が渡航前に十分な準備をできるような環境をつくるよう心がける。また、研修期間中にC/Pによるアクションプランが作成されるよう、検討・協議・作成に必要な時間を確保する。

<sup>10</sup> 本邦研修の内容、実施時期及び日程案をプロポーザルで提案すること。提案にあたっては、本事業の目的を達成するために効果的な研修となるように工夫すること。

### (3) 広報

案件の進捗に応じてエジプト及び日本の国民に対して情報を発信し、プロジェクト内容の理解を得ることは重要である。このため、以下の広報活動を行う。

#### ① プロジェクトのウェブページの運用

JICA ホームページ上にプロジェクトページを設置し、プロジェクト・ニュースを発信する。

#### ② 広報用パンフレットの作成

プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料（A4で4-8枚程度）を作成し、プロジェクト開始3か月以内と終了時にそれぞれJICAに提出する。内容については写真、図説等により簡潔かつ明瞭なデザインとする。作成にあたっては、事前に原稿をJICAに提出及び説明の上、内容の了承を得る。

記載事項（例）

- プロジェクト背景及び目的
- 各成果の概要（共同研究の内容含む）
- 各活動の計画/実績
- 人材育成の成果

提出時期：（開始時）プロジェクト開始後3か月以内

（終了時）事業完了報告書の提出時

部数：和文100部、英文100部、電子データ（CD-R 1部）

#### ③ 現地・本邦メディアへの発信

プロジェクト開始時及び終了時、並びに節目となる活動を実施する時は、GEMA及びJICAの了承を得たうえで、事業の内容や成果を現地及び本邦マスメディア等へのプレスリリースの配信などを行う。また、現地マスメディア向けの広報を行う際は、GEMAの広報部門と協力することとし、GEMAに対して現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行う。

#### ④ 写真、映像の撮影

各種広報媒体で利用できるよう、GEMAの了承を得たうえで活動に関連する写真・映像を撮影し出す。撮影に当たっては、プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるような素材になるよう努める。

#### ⑤ AR/VRシステム・コンテンツの運用

GEMAが保有するAR/VRコンテンツ（大エジプト博物館合同保存修復プロ

ジェクトで作成された22点の遺物に関するもの) とそのシステムについて必要なアップデート等を行い、開館後のGEMで適切に運用されるようにする。

#### (4) その他

##### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ、画像データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認し、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

##### ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

##### ③ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、GEMA（観光考古省から GEM プロジェクトへの出向者含む）を対象とし、プロジェクト成果 1～3 に関する組織及び職員の能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

##### ④ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。

- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑤ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	2025年12月	日本語	電子データ	1部
広報用パンフレット	プロジェクト開始時	日本語、英語	製本	日本語100部 英文100部
			電子データ	1部
モニタリングシート	2026年6月 2026年12月 2027年6月 2027年12月 2028年8月	英語	電子データ	1部
広報用パンフレット	プロジェクト終了時	日本語、英語	製本	日本語100部 英文100部

			CD-R	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	3部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	5部
			CD-R	5部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

#### (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

#### (4) 業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）

- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)現地研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等（公開版報告書からは除く）
- (ケ)その他活動実績

#### （5）事業完了報告書（Project Completion Report）

発注者指定の様式に基づき作成する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1） 調査研究のガイドライン等
- （2） 共同研究の成果論文・報告書等
- （3） GEMA 独自研究の成果論文・報告書等
- （4） GEM 機関誌
- （5） シンポジウム開催関連資料
- （6） コレクションケアに関するガイドラインや計画文書
- （7） 外部機関向け研修計画
- （8） 広報資料

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1） 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

#### 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない<sup>11</sup>。

#### 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

---

<sup>11</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、プロポーザルにて当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、発注者と協議する。

## 案件概要表

## 1. 案件名 (国名)

国名： エジプト・アラブ共和国 (エジプト)

案件名： (和名) 大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト  
(英名) Grand Egyptian Museum Global Conservation and Scientific Research Hub Project

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における観光セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エジプト・アラブ共和国 (以下、「エジプト」という。) は、国家長期戦略「エジプトビジョン 2030」(2016 年策定、2023 年更新) において経済波及効果・雇用創出効果が大きい観光セクターを重要産業として位置付けている。また、「持続可能な観光国家戦略 2030」(2023 年) では、2028 年までに観光客数を 3,000 万人にまで増やす目標を掲げている。エジプトが有する貴重な歴史的文化遺産の有効活用は、同国の観光セクターの課題の一つであり、これまでルクソール、アレキサンドリア等において博物館等の建設を進めてきた。当国で最も重要な歴史的文化遺産を保存・展示しているカイロにあるエジプト博物館は、1902 年の開館から 120 年以上が経過し、建物・設備の老朽化が目立っている上に、展示のためのスペースや技術、人材が不足し、近代的な博物館としての機能は低い水準に留まっている。かかる問題の解決のためには、その収蔵品の価値に見合った保存修復・展示・研究・教育を行うことのできる機能を備えた新しい博物館の整備が急務であることから、エジプト政府より日本政府に対して大エジプト博物館 (Grand Egyptian Museum : 以下、「GEM」という。) の建設に対する円借款供与の要請がなされた。これに対し、日本政府は「大エジプト博物館建設事業」(第 1 期 : 2006 年 5 月 L/A 調印、34,838 百万円、第 2 期 : 2016 年 10 月 L/A 調印、49,409 百万円、計 84,247 百万円) を決定した。

GEM の建設が進んだ 2020 年、エジプトは GEM の運営組織「大エジプト博物館庁」(Grand Egyptian Museum Authority : 以下、「GEMA」という。) を設置した (法律 2020 年第 9 号)。さらに 2024 年 10 月 16 日には、GEM のメインギャラリーの一般客への公開を試験的に開始し、現在は、ガザ・イスラエル紛争等、周辺国の状況を注視しつつ、2025 年内の公式開館を目指して準備を進めている。

JICA はこれまで、GEM の附属施設である「大エジプト博物館保存修復センター (Grand Egyptian Museum Conservation Center : 以下、「GEM-CC」という。)」に対する技術支援を長年にわたり実施してきた。具体的には「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」(2008 年～2016 年) 及び「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」(2016 年～2025 年) を通じて様々な研修や実際の遺物の合同保存修復を行い、保存修復家、科学者、学芸員等から成る GEM-CC 職員の保存修復、保存科学、収蔵品管理等に関する能力強化を行うなど多岐に渡る。

一方で、GEM には、所期の成果として掲げられていたような博物館に相応しい機能が国際的な水準に照らして十分に整っている状況にはなく、特に収蔵品の価値に見合った調査研究や教育 (研修) の機能を備えることが依然としてできていないことが課題となっている。具体的には、①調査研究 (収蔵品に関する保存修復のための科学的分析等)、②コレクションケア (収蔵品の適切な管理、保全、公開活用の包括的方針策定と実践)、③国内外の文化遺産関連機関に対する教育

(研修)の提供に十分に取り組めていない。これらに取り組むことにより、GEMの持続可能で質の高い運営の実現に寄与するとともに、GEMが、保存修復・研究・教育(研修)に関して、エジプト国内はもとより、中東北アフリカ地域(Middle East and North Africa 地域:以下「MENA 地域」という。)において、権威のある国際的な拠点として機能することが期待される。このような文化財に直接的に関わる業務は、博物館の運営を委託している民間企業(Legacy 社)の職員ではなく、GEMA職員(保存修復家、科学者、学芸員等)が直接担うこととなっている。したがって、GEMA職員の学芸研究に関する能力を強化することが喫緊の課題である。

なお、上記のような課題に対応する本事業は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」で取り組むこととされている低炭素の観光開発の推進という目標と矛盾がないものである。

(2) エジプトに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対エジプト・アラブ共和国国別開発協力方針(2020年9月)の重点分野「持続的経済成長の促進」の中では「投資・ビジネス環境改善」が開発課題として掲げられている。主要な外貨獲得手段である観光収入が同国の経済・社会改革の推進に大きな影響を及ぼすことから、「質の高い成長」を実現するための協力が必要とされている。

また、JICAはエジプト・アラブ共和国国別分析ペーパー(2016年3月)において、重要な開発課題に資する協力プログラムの一つとして「観光開発支援プログラム」を挙げている。同プログラムにおいて、JICAはGEMの建設にかかる円借款に関連して、上記の保存修復分野に関する有償勘定技術支援の他、博物館の運営面に関する有償勘定技術支援を行ってきた。具体的には、「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」(2016年~2025年)を通じ、GEMで運営や展示関連業務に従事する職員に対する能力向上に向けた技術支援を実施した。加えて、「大エジプト博物館マネジメント支援」(2021年~2025年)を通じてエジプト側による博物館運営や広報等も支援している。さらに「太陽の船復原に係る業務委託(2013年~2027年)」を通じ、GEM敷地内に建設中のクフ王の船博物館で展示される「第2クフ王の船」の復原考察等を支援している。

JICA課題別事業戦略グローバルアジェンダ「都市・地域開発」の「まちづくり」クラスター事業戦略においては、中近東における文化財の保全とそれを生かしたまちづくり等の課題に対し、文化・歴史の保護・保全が目指されており、本事業の方針と合致する。

以上のように、本事業は、GEMA職員の能力強化を図り、文化遺産を保護・保全するとともに観光産業の基盤を強化し、ひいてはエジプトの経済成長に資するものである。また、我が国及び JICA の協力方針に合致するとともに、SDGs ゴール8「経済成長」のみならず SDGs ゴール11「持続可能な都市」で謳われる文化遺産の保護・保全に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

フランス東方考古学研究所(Institut Français d'Archéologie Orientale)が大エジプト博物館内のライブラリーに図書館コンサルタントを派遣中であるが、本事業との重複はない。

(4) 附帯する円借款事業との関係性

円借款「大エジプト博物館建設事業」の開発効果増大を目的として本事業を実

施する。円借款による博物館施設のハード面の整備を踏まえ、本事業はソフト面において博物館として保有すべき学芸研究に関する基幹的な機能の強化を図ることで、持続可能で質の高い博物館運営の実現に寄与する。なお、本事業は、保存修復に関連する一連の有償勘定技術支援の最終フェーズと位置付けられるものである。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、GEMにおいて、調査研究、コレクションケア、国内外の文化遺産関連機関に対する研修の計画・実施に関する機能強化を行うことにより、GEMがMENA地域における保存修復・科学研究の中心的機関になるための体制・基盤の整備を図り、もってGEMが国際的に権威のある博物館として機能することに寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

GEM／ギザ県

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：GEMA職員（職員数434名、観光考古省からGEMへの出向者含む）

最終受益者：エジプト国民、GEM訪問者、エジプト国内及びMENA地域の文化遺産関連機関

#### (4) 総事業費（日本側）

約3.8億円

#### (5) 事業実施期間

2026年1月～2029年1月を予定（計36カ月）

#### (6) 事業実施体制

先方実施機関はGEMAである。主たるカウンターパート部門は、保存修復部門、遺物移送部門、科学研究・出版・図書館部門、教育部門。

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

##### ① 専門家派遣（合計約60 P/M）：

A) 総括／プロジェクトマネジメント／文化遺産保護

B) エジプト考古学

C) 保存修復

D) 保存科学

E) コレクションケア

F) 研修企画・運営

G) 情報発信戦略

H) 組織開発／評価分析

##### ② 研修員受け入れ

##### ③ 機材供与：なし

##### 2) エジプト国側

① カウンターパートの配置（上記（6）に記載のプロジェクト担当者を配置）

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

#### (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

過去のJICA有償勘定技術支援である「大エジプト博物館保存修復センタープ

プロジェクト」(2008-2016)及び「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」(2016-2025)で得られた成果や知見、人材ネットワークを活用し、本事業の活動を効果的・効率的に展開する。また、本事業と同時期に実施予定の有償勘定技術支援「大エジプト博物館庁支援プロジェクト」(2025-2028)は、博物館の運営面に対する技術支援を行うものであり、学芸研究を対象とする本事業との重複はないが、本事業の成果がGEMAの運営・経営戦略に沿ったものとなるように密な連携を図ることとする。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

上記2.(3)のとおり

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類(C)

②カテゴリ分類の根拠:「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため

2) 横断的事項

本事業は主要産業である観光業の発展、外貨獲得手段の強化、そして雇用の創出に資するものであるが、それに加え、誘引力のあるGEMで周辺国向けの技術研修を行うことで、不安定なMENA地域において文化交流を通じた地域の安定化・平和構築に貢献する可能性がある。

3) ジェンダー分類: ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

先方実施機関の女性職員割合(2025年4月時点)は45.2%である一方、過去のJICA関連事業(2016-2025)で実施した研修や合同保存修復への女性参加割合は36.4%であり、女性の参加割合が低調であったことが課題であると確認した。したがって、本事業においては同割合を改善するため、プロジェクト活動の方針策定時に女性職員に参加を促し、意見を出してもらえよう環境を整えるとともに、各種セミナーや研修についても女性が参加しやすいような時間帯に設定する等の工夫を図ることを合意した。また、カウンターパート研修に加えて、ジェンダーギャップが著しいMENA地域の外部機関を対象として行う周辺国向けの研修については、女性の参加を奨励することを選考時に示し、参加者のジェンダーバランスに配慮することとした。また、プロジェクト期間中に実施する研修の女性参加割合の変化を指標として設定して女性参加割合の改善をすることに合意した。

(10) その他特記事項

特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標: GEMが、MENA地域を代表する保存修復・研究拠点を有し、国際的に権威のある博物館として機能するようになる。

【指標及び目標値】

- ・ 調査研究に関する方針・体制の自立的な運用実績
- ・ 情報発信に関する方針・体制の自立的な運用実績
- ・ コレクションケアに関する方針・体制の自立的な運用実績
- ・ 研修に関する方針・体制の自立的な運用実績

(2) プロジェクト目標: GEMがMENA地域における保存修復・科学研究の中心的機

関として機能するための体制・基盤が整備される。

**【指標及び目標値】**

- 調査研究に関する方針・体制の確立状況
- 情報発信に関する方針・体制の確立状況
- コレクションケアに関する方針・体制の確立状況
- 研修に関する方針・体制の確立状況

**(3) 成果**

成果 1：GEM の収蔵品に関する調査研究が行われ、成果が広く公表される。

成果 2：コレクションケアの実践により、GEM の収蔵品が適切に管理される。

成果 3：エジプト国内及び MENA 地域の文化遺産関連機関を対象とした研修の実施により、GEM が有する保存修復・コレクションケアに関する知見が国内外に共有される。

**(4) 主な活動**

GEM の収蔵品の調査研究（保存修復含む）及び成果発信、並びにコレクションケアに関する方針・ガイドライン等を策定し、実施体制を構築のうえ、実践する。また、エジプト国内及び MENA 地域の文化遺産関連機関向けの保存修復・コレクションケア研修の方針・ガイドライン等を策定し、実施体制を構築のうえ、研修を計画・実施する。加えて、活動の結果をモニタリング・評価し、将来に向けた改善を図る。

**5. 前提条件・外部条件**

**(1) 前提条件**

- プロジェクトに関連する情報が GEMA から提供される。
- カウンターパートを含む職員が適切に配置される。

**(2) 外部条件**

- GEM に関するエジプト政府の政策に大幅な変更が起こらない。
- GEM の持続的運営ができなくなるような財務的・組織的な問題が起こらない。
- プロジェクト活動や研修等に従事したカウンターパート職員の離職・異動が大量に生じない。

**6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用**

モンゴルの「カラコルム博物館建設計画」（評価年度 2013 年度）の教訓では、重要な遺跡が次々と発見される中、博物館としてさらに自立した研究機関となることが求められ、関係機関と協力して博物館の機能強化に取り組むことが必要であるとの教訓が得られた。本事業が対象とする GEM においても、このような研究機能強化は重要であることから、プロジェクト計画において GEM の研究機関としての機能を確立するための成果を明確に定め、またその成果に関連する戦略・計画をプロジェクトの初期段階から策定するようにした。

**7. 評価結果**

本事業は、エジプトの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、GEM の学芸研究に関する機能強化を通じたエジプトの観光産業の活性化、ひいては当国の経済成長に資するものであり、SDGs ゴール 8「経済成長」に資するものと考えられる。また、本事業は実施中の円借款事業「大エジプト博物館建設事業」

の開発効果発現に資するものであることから事業実施の必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
上記 4.のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業開始 6 カ月以内      ベースライン調査  
事業終了 3 年後          事後評価

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：文化遺産保護、保存修復、保存科学に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：エジプト国及び中東地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

R/DのAnnex4のTentative Plan of Operationを参照。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約62.00人月

- 本邦研修に関する業務人月2.00を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。
- 業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意しつつ、共同研究のテーマとされている木製品、染織品、壁画、文化財科学、コレクションケア、無形文化遺産を総合的に勘案すること。」

#### 2) 渡航回数を目途 延べ48回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

現地再委託は想定していません。

但し、プロジェクトの効果的な実施のために必要なものがあれば、プロポーザルにて提案し、必要経費は本見積りに含めてください。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う必要があります。プロポーザルで提案する場合には、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行ってください。

### (4) 現地リソースの活用

現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。

③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D（署名版）
- 詳細計画策定調査結果
- 要請書
- 大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト事業完了報告書\*

\*本資料については、JICA 都市・地域開発グループ第二チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

依頼メール件名：「資料送付依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」

2) 公開資料

- 大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト 紹介動画  
<https://www.youtube.com/watch?v=pmZ71EV9-Dk>
- シンポジウム「大エジプト博物館のいま」ファラオの至宝をまもる2023  
<https://www.youtube.com/watch?v=8iVBfAMgVzc&t=10160s>
- 大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト（フェーズⅡ）終了時評価要約表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_0702247\\_3\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_0702247_3_s.pdf)

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	C/Pの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有 (大エジプト博物館保存修復センター内)
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

**【上限額】 352,832,000円(税抜)**

- ※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■本案件は、定額計上があります(11,646,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする経費	該当箇所 第2章 特記仕様書案	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目

1	国内・海外学術 発表/調査	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項</p> <p>(8) 成果1: 調査研究・情報発信</p> <p>第4条 業務の内容</p> <p>2. 本業務にかかる事項</p> <p>(1) プロジェクトの活動に関する業務</p> <p>② 成果1に関わる活動</p>	4,500,000円	国際学会等での研究発表にかかる経費	一般業務費⑤現地域内の旅費・交通費
2	本邦研修にかかる経費	<p>第4条 業務の内容</p> <p>2. 本業務にかかる事項</p> <p>(2) 本邦研修</p>	7,146,000円	報酬(事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.6人月: 研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費998,000円)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。  
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考え

られる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

別紙4：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)